

委託契約書（案）

委託業務の名称 デジタルデバイド解消事業業務委託
委託料の額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也）
委託期間 契約を締結した日から令和7年3月31日まで

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「 」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

- 第1条 乙は、この契約書に定めるものの他、添付のデジタルデバイド解消事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の委託業務を完了するものとする。
- 2 乙は、頭書の委託料の額をもって頭書の委託期間内に委託業務を完了し、仕様書に定めのある成果品等（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。

（主任担当者の選任）

- 第2条 乙は、委託業務の履行のために、連絡、確認等を行う主任担当者を定め、書面をもって甲に通知しなければならない。主任担当者を変更したときも、同様とする。

（技術者の能力）

- 第3条 乙は、委託業務に携わる技術者を選任するに当たっては、本件業務を実施するに十分な技術力と経験を有する者を選任しなければならない。
- 2 甲は、乙の委託業務に従事する者のうち、業務の履行について著しく不相当だと認められる者がいるときは、乙に対しその交替その他必要な措置を求めることができる。

（役割分担）

- 第4条 委託業務の履行のために甲及び乙のそれぞれ行うべき作業及び双方が共同で行うべき作業の範囲は、甲乙協議のうえ定める。

（運搬責任）

- 第5条 委託業務における支給用品、資料等及び納付すべき成果品の運搬は、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

（権利の帰属）

- 第6条 本件業務で作成した成果品については、第32条に定める委託料が完納されたときに乙から甲へ移転する。
- 2 甲は、成果品のうち、新規に作成された成果品の著作物に関し、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- 3 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、委託業務の履行にあたり作成された成果品に関する著作者人格権を有する場合においても、甲及び甲の指定する者にこれを行使しないものとする。
- 4 乙が従前から有していた成果品の著作権については、乙に帰属するものとする。

この場合、乙は、甲に対し、成果品について甲が必要とする範囲で、著作権法に基づく使用（著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利をいう。）を許諾することとする。

- 5 委託業務の履行にあたり、乙に帰属する特許権等が生じ、本件業務の実施に関して当該特許権等の実施が必要である場合には、乙は、本件業務の実施に関して必要な範囲内で、甲に無償の通常実施権を許諾するものとする。

（受託者の義務）

第7条 乙は、本件業務の履行について、事業者としての法律上のすべての責任を負うものとする。

- 2 乙は、すべての成果品が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証する。
- 3 乙は、その使用人に対し、労働基準法及びその他労働関係法令上、使用者としてのすべての責任を負うものとする。

（権利及び義務の譲渡）

第8条 甲及び乙は、事前に相手方からの書面による承諾を得ることなく、本契約により発生する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならないものとする。

（再委託）

第9条 乙は、原則として、本件業務の実施に係る業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできないものとする。ただし、本件業務の実施のため合理的に必要な範囲内で、甲の事前の承諾を得ることを条件に再委託を行うことができることとし、この場合は、再委託先の住所・氏名、再委託の範囲及び再委託先に関する管理方法等を甲に対し連絡するものとする。

- 2 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させると共に、甲に対して責任を負担することを条件として、前項の目的の範囲内でこれを必要とする者に限定して第12条に規定する甲の秘密情報及び第13条に規定する個人情報を再委託先に開示し、これを利用させることができるものとする。

（目的外使用の禁止）

第10条 乙は、本契約に係る委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。

（資料の提供）

第11条 乙は、本件業務の履行に関し、甲が所有する仕様書、図面その他の資料及び情報が必要な場合には、甲に対しこれらの資料及び情報の貸与又は開示を求めることができるものとする。

- 2 乙は、甲から貸与又は開示を受けた資料及び情報（以下「開示情報」という。）の正確性及び有用性等について、確認及び検証の義務は負担しないものとする。
- 3 甲は、開示情報を乙に対し貸与又は開示するに当たって、乙がこれらの情報等を本件業務の実施目的の範囲内で使用することにつき許諾する正当な権限を有していることを保証する。

（秘密の保持）

第12条 甲及び乙は、本契約における秘密情報を、本契約に基づき相手方から開示を受ける技術上又は行政上等の情報であって、次の各号に該当するものと定義する。

- (1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電磁的記録として開

示される情報。

- (2) 秘密である旨を告知したうえで口頭により開示される情報であって、その開示後10日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示した書面により開示されたもの。
- 2 甲及び乙は、相手方の書面による承認を得ず、本契約に関連して知り得た相手方固有の秘密情報を、本契約における委託期間はもとより、本契約終了後も第三者に対して開示、漏洩してはならない。
- 3 甲及び乙は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、秘密情報として扱わない。ただし、秘密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。
- (1) 開示の時点で、既に公知のもの、又は情報を受領した当事者の責めによらず開示後に公知となったもの。
- (2) 甲又は乙が開示を行った時点ですでに相手方が保有していたもの。
- (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- (4) 相手方からの開示後に作成されたもので、相手方からの情報によらないもの。

(個人情報)

第13条 乙は、本件業務の実施のための個人情報を取り扱うに当たっては、別記「(特定個人情報を含む)個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(甲の監査権)

- 第14条 甲は、第11条第2項及び第3項に規定する開示情報、第12条に規定する秘密情報、第13条に規定する個人情報及びその他本件業務の実施により蓄積される情報の利用、管理及び保管状況について定期的又は随時監査を行うことができるものとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供することとする。ただし、監査費用は甲の負担とし、監査の対象事項及び方法の詳細については、甲乙間が別途協議のうえ定めるものとする。
- 2 甲は、前項に規定する以外の事項についても、本件業務の実施状況等を調査するために甲が必要とする監査ができることとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供するものとする。この場合は、前項ただし書きを準用するものとする。

(一般的損害)

- 第15条 成果品の引き渡し前に生じた成果品、資料等及び処理過程で発生した発生品についての損害は、甲の責に帰すべき場合を除き、乙の負担とする。
- 2 甲は、甲及び乙の責に帰することができない事由により生じた損害で、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかつたと認めるときは、損害額を認定し、その一部を負担することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第16条 本契約の履行に関して、乙の責めに帰すべき事由により第三者に対して損害を及ぼした場合は、乙はその賠償の責を負う。

(事故等の報告)

- 第17条 乙は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示を受けること。
- 2 乙は、甲の指示に基づき速やかに必要な処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(委託業務内容の変更等)

第18条 甲は、必要があるときは、本件業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合においては、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の損害の賠償額については甲乙協議して定める。

(事情変更による契約内容の変更)

第19条 契約締結後において、天災地変その他不測の事故又は経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認めるに至ったときは、甲又は乙は、その事情に応じ相手方と協議のうえ、契約金額、履行期限その他契約の内容を変更することができる。

(協議解除)

第20条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことによって乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の解除権)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 着手期日を過ぎても、正当な理由なく委託業務に着手しないとき。

(2) 履行期限内に委託業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 解除を申し出たとき。

(4) 乙又はその代理人若しくは使用人等が、契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。

(5) 乙又はその代理人若しくは使用人等が、正当な理由がなく、甲の検査の実施にあたり、検査を行う者の指示に従わないとき、又はその業務を妨害したとき。

(6) 前5号に定めるものの他、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。

(7) 第23条第1項の規定によらず契約を解除したとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(9) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与

するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変その他不測の事故等、乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合はこの限りではない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第30条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申し出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

4 第1項の場合において、検査に合格した既納部分があるときは、甲はこれに相応する額を違約金の算定にあたり委託料の額から控除する。

（乙の解除権）

第23条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

（1）第18条の規定により、甲が成果品の納入を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が3ヵ月以上に及ぶとき。

（2）第18条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、その契約金額が3分の2以上減少するとき。

（3）甲が契約に違反し、その違反により成果品の納入が不可能となったとき。

2 甲は、乙が前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この賠償額は、甲乙協議のうえ定め

る。

(解除に伴う措置)

第24条 前21条の規定により契約が解除された場合において、既納部分があるときは、甲は当該既納部分を検査のうえ、相応する金額を支払い、その引き渡しを受けることができる。

2 乙は、契約が解除された場合において、貸与品がある場合は、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、又は原状に復して返還し、若しくは返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(談合による損害賠償)

第25条 甲は、乙が当該契約について次の各号のいずれかに該当するときは、第21条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りではない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙又はその役員若しくは使用人に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息の相殺)

第26条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料の額と相殺し、なお不足を生じるときはさらに追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要のあるときは、乙に対し、その業務又は資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、又は虚偽の応答、報告等をし、若しくは調査を拒み、妨げ又は忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(契約書作成の費用)

第27条 この契約書及び本契約を履行するために必要な書類等の作成に要する費用は、乙の負担とする。

(検査及び引渡し)

第28条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して委託業務完了届を提出し

なければならない。

- 2 甲は、前項の委託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品を検査しなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合、甲は、成果品の提出期限を改めて指定し、また、再検査の期日については、前項の規定を準用する。
- 4 前項において発生する経費は、すべて乙の負担とする。
- 5 すべての成果品が検査に合格した日をもって、委託業務の終了とする。この場合、甲はその旨書面をもって乙に通知する。
- 6 検査期間内に検査合格の通知がない場合において、甲から書面による異議の申し出がないときは、検査は合格したものとみなす。
- 7 乙は、検査の結果合格した成果品をすべて甲へ引き渡すものとする。また、前項の規定により、検査に合格したとみなす成果品についても同様とする。

(本契約に対する責任)

第29条 委託業務に関する乙の責任は、仕様書に定める委託業務を甲のために最善の努力をもって実施することに限られるものとする。

(乙の請求による履行期限の延長)

第30条 次の各号のいずれかに該当する場合は、乙は甲に対し、遅滞なくその事由を記載した書面により履行期限の延長を求めることができる。

- (1) 甲による資料等の提供のけ怠、遅延、誤り等によって、乙の委託業務の履行に支障が生じるとき。
 - (2) 天災その他不可抗力等、乙の責めに帰することができない事由により、履行期限までに成果品を納入することが困難になるとき。
- 2 前項の場合の延長日数は、甲乙協議のうえ定める。

(履行遅延の場合における遅延利息)

第31条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期間を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに当該期間の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。
- 3 第1項の規定による遅延利息は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てる）の遅延利息の支払いを請求することができる。

(委託料の支払い)

第32条 乙は、第28条の規定による検査に合格したときは、適法な請求書により、甲に対して委託料を請求することができる。

- 2 甲は、第1項の規定による支払いの請求を受けたときは、その日から30日以内に支払うものとする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、そ

の端数又はその全額を切り捨てる)の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約外の事項)

第33条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第34条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(契約内容不適合責任)

第35条 甲に提出した成果物が乙の過失により定められた仕様・要求事項に合致せず契約の内容に適合しないこと(以下「契約内容不適合」という。)が発見されたときは、甲は乙に対しその旨書面により申し出るものとし、乙は合理的な範囲でその修補の義務を負うものとする。

2 前項に定める契約内容不適合の担保期間は、乙が甲に成果物を引き渡した時から一年とする。

3 乙が負う成果物の契約内容不適合についての一切の責任(契約内容不適合責任、その他一切の法律上の責任を含む。)は、前各項の範囲に限られるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲(委託者) 住 所 福島県福島市杉妻町2-16
氏 名 福島県
代表者 知事 内堀 雅雄

乙(受託者) 住 所
氏 名
代表者